

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.65

**〔共通〕問1** 防火対象物における火災の予防又は消防活動の障害除去のための措置命令に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消防長又は消防署長は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者に対して、当該行為の禁止、制限等を命ずることができるが、その他の消防吏員には命令権限がない。
- (2) 消防長又は消防署長は、特に緊急の必要があると認める場合に該当しない時でも、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者のみならず当該防火対象物の関係者に対しても、当該物件の整理又は除去を命ずることができる。
- (3) 消防長又は消防署長は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者を確知することができないため、これらの者に対し、当該物件の整理又は除去を命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件の整理又は除去を行わせることができる。
- (4) (3)の場合において、消防長又は消防署長が当該消防職員に、当該物件の整理又は除去を行わせる場合は、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告する手続きが必ず必要になる。

**〔消防用設備等〕問1** 設備等技術基準の改正に伴い、現に存する大学の用途に供する防火対象物において、当該改正後の技術基準に適合させる必要がある消防用設備等として消防法令上誤っているものを1つ選べ。ただし、当該改正基準の附則等で、当該改正後の技術基準に適合させる必要がない旨の記述はないものとする。

- (1) 屋内消火栓設備
- (2) 自動火災報知設備
- (3) ガス漏れ火災警報設備
- (4) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等であって、消防庁長官が定めるもの

**〔消防用設備等〕問2** 次に掲げる防火対象物のうち、消防法令上、屋外消火栓設備の設置義務があるものとして正しいものを1つ選べ。ただし、当該建築物にスプリンクラー設備等が設置されていることによる当該設備の有効範囲内の部分に関する屋外消火栓設備の設置免除規定は適用されないものとする。

- (1) 百貨店の用に供する防火対象物であって、各階床面積が

4,000㎡の5階建ての耐火建築物。

- (2) 博物館の用に供する防火対象物であって、各階床面積が2,500㎡の2階建ての準耐火建築物。
- (3) 事務所の用に供する防火対象物であって、各階床面積が1,000㎡の2階建ての建築物。ただし当該建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物には該当しないものとする。
- (4) 同一敷地内に、小学校の用に供する防火対象物であって各階床面積が900㎡の2階建ての木造建築物と、図書館の用に供する防火対象物であって各階床面積が700㎡の2階建ての木造建築物が、当該建築物相互の外壁間の中心線から水平距離が1階及び2階ともに2.5mで設けられている場合。

**〔防火査察〕問1** 立入検査等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 物品販売店舗の立入検査を実施した際、従業員から証票の提示を求められたので、証票を提示し、従業員に自衛消防隊の任務について質問をするなど、立入検査を継続した。
- (2) 立入検査を計画している物品販売店舗の過去の立入検査の結果を確認したところ、繰り返し避難通路に物品を存置する消防法令違反があったので、事前連絡なしに立入検査を実施することとした。
- (3) 雑居ビルの立入検査に際し、防火戸未設置等の建築関係の違反が予想されたので、建築行政庁と合同で立入検査を実施することとした。
- (4) 消防法第8条の2の3第1項に基づく防火対象物点検の特例認定を受けている物品販売店舗の立入検査を実施した際、避難通路に物品が存置されている消防法令違反を現認したが、速やかに改修したので、違反指摘することなく、特例認定の取消しの手続きも行わないこととした。

**〔防火査察〕問2** 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 防火対象物について公示が義務付けられている命令を行ったときは、消防法令違反があり、消防機関によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知する必要があるため、速やかに公示をしなければならない。
- (2) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態などを現認し、調査することをいい、実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが実況見分調書である。
- (3) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類され、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、非訟事件手続法の適用

- d 創面消毒は救急隊の行う応急手当に該当しない。適応も異なる。

問2 答 (4)

解説 近年、救助者の安全が前面に問われる問題が多く、本年改正された災害対策基本法にも大規模災害時の救助者の安全確保が記載されているが、救助者の安全を確保した上で、通常時は(4)の対応が行われているのではないか。

安全確保は当然のものとして認識されているという全体に立ち、あえて問題として確認した。

問3 答 (2)

解説 正しくは、バスの転落等による救急・救助事故。火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防第267号消防庁長官通知）参照。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 消防法第5条の3第1項。平成13年に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を契機に消防法が改正され、消防吏員にも火災の予防に危険であると認める行為者に対する命令権限等が付与された。
- (2) 消防法第5条の3第1項。受命者は、特に緊急の必要があると認める場合は、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者だが、それ以外の場合は、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者に限定される。
- (3) 消防法第5条の3第2項。
- (4) 消防法第5条の3第2項。緊急の必要があると認めるときは、公告は不要である。

〔消防用設備等〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 消防法第17条の2の5第1項。消防法施行令第34条。屋内消火栓設備には、改正後の技術基準は適用されない。
- (2) 消防法施行令第34条第2号。
- (3) 消防法施行令第34条第3号。
- (4) 消防法施行令第34条第7号。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 消防法施行令第19条第1項。1階及び2階の床面積の合計が9,000㎡以上の耐火建築物に屋外消火栓設備の設置義務が生ずる。
- (2) 消防法施行令第19条第1項。1階及び2階の床面積の合計が6,000㎡以上の準耐火建築物に屋外消火栓設備の設置義務が生ずる。
- (3) 消防法施行令第19条第1項。1階及び2階

の床面積の合計が3,000㎡以上の耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物に屋外消火栓設備の設置義務が生ずる。

- (4) 消防法施行令第19条第1項。同一敷地内にある2以上の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物であって、令別表第一(1)項から(15)項まで、(17)項及び(18)項に掲げるもの）で、当該建築物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が3m以下である場合、両方の建物の1階及び2階の床面積の合計が3,000㎡以上で屋外消火栓設備の設置義務が生ずる。

〔防火査察〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 違反処理マニュアルにより適当。
- (4) 防火対象物点検の特例認定を受けている防火対象物の立入検査において、消防法令違反を現認した場合は、違反指摘し、速やかに特例認定の取消しの手続きを行う必要があるため、不適当。

問2 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
- (3) 規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、刑事訴訟法の適用を受け、告発する必要があるので、不適当。
- (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (4)

解説 一般取扱所における危険物の取扱形態が類型化されるものに関し特例基準が定められている。このうち、危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるもので、取り扱う危険物の指定数量の倍数が一定以下のものについては、延焼拡大防止対策を講じる等により保安距離、保有空地の基準を適用しない等の特例基準が設けられている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第19条第2項。危険物の規制に関する規則第28条の54。

問2 答 (4)

解説 セルフ給油取扱所には第3種の固定式の泡消火設備を設置することとされている。泡消火薬剤としては、給油空地に平面的に拡大した危険物火災を迅速に消火するため、水成膜泡消火薬剤又は機械泡消火薬剤を用いることとされている。

〔参照条文〕製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第18条第4項。